

京都農業協同組合に対する警告について

平成 18 年 7 月 14 日
公 正 取 引 委 員 会

1 公正取引委員会は、京都農業協同組合（以下「ＪＡ京都」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、ＪＡ京都に対し、同法第 19 条（不公正な取引方法第 13 項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

2
関係人

名 称	京都農業協同組合
所 在 地	京都府亀岡市余部町天神又 2 番地本館
代 表 者	代表理事 谷利 静夫

警告の概要（別紙参照）

- (1) ＪＡ京都が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの 3 施設（以下「3 施設」という。）について、遅くとも平成 13 年以降（カントリーエレベーターについては、平成 15 年以降）

ア ＪＡ京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を 3 施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にＪＡ京都から生産資材を購入するようにさせていた

イ ＪＡ京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を 3 施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にＪＡ京都を通じて米を出荷するようにさせていた

疑いのある事実が認められた。

- (2) ＪＡ京都の前記行為は、独占禁止法第 19 条（不公正な取引方法第 13 項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、ＪＡ京都に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課

電話 06 - 6941 - 2718（直通）

公正取引委員会事務総局審査局第二審査

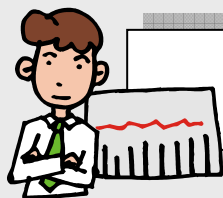
電話 03 - 3581 - 3384（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

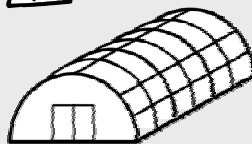
J
A
京
都



購買事業



利用事業



3施設

- ・育苗センター
- ・ライスセンター
- ・カントリーエレベーター



販売事業

生産資材の販売

施設の利用案内文書

J A 京都から生産資材を購入しない場合には施設の利用を断ることがある旨を記載。

周知

共同施設（3施設）の
利用の申込み



周知

施設の利用案内文書

J A 京都を通じて米を出荷しない場合には施設の利用を断ることがある旨を記載。

米の委託販売



組
合
員

士幌町農業協同組合に対する警告について

平成 18 年 7 月 21 日

公正取引委員会

公正取引委員会は、士幌町農業協同組合（以下「ＪＡ士幌町」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、ＪＡ士幌町に対し、同法第 19 条（不公正な取引方法第 13 項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

1 関係人

名 称	士幌町農業協同組合
所 在 地	北海道河東郡士幌町字士幌西二線 159 番地
代 表 者	代表理事 森本 勝

2 警告の概要（別紙参照）

(1) ＪＡ士幌町は

ア 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、ＪＡ士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする

イ 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がＪＡ士幌町以外の者から生産資材を購入し、ＪＡ士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする

としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑いのある事実が認められた。

(2) ＪＡ士幌町の前記行為は、独占禁止法第 19 条（不公正な取引方法第 13 項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、ＪＡ士幌町に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所第二審査課

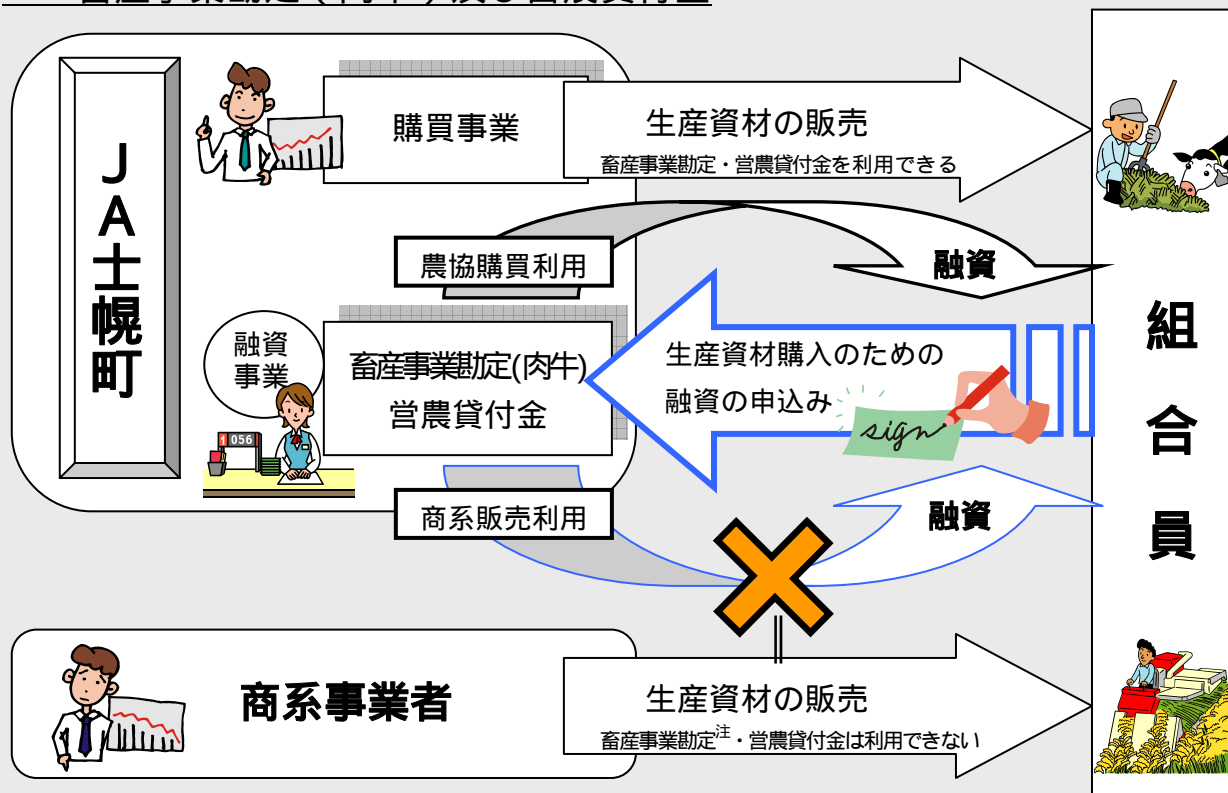
電話 011-231-6300（直通）

公正取引委員会事務総局審査局第二審査

電話 03-3581-3384（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

1 畜産事業勘定（肉牛）及び営農貸付金



2 土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約

